

寝屋川市母子健康手帳アプリ導入及び運用 業務プロポーザル募集要項

寝屋川市こども部子育て支援課

【 目 次 】

1	業務概要	P 3
2	プロポーザル方式を採用する理由	P 3
3	参加資格要件	P 3
4	参加表明者の受付	P 4
5	参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼	P 5
6	質疑回答	P 5
7	契約候補者の選定方法	P 6
8	選定の手順	P 6
9	契約候補者の公表方法	P 7
10	契約締結手続	P 7
11	その他プロポーザル参加者への周知事項	P 7
12	提案書等の受理	P 8
13	採点基準表	P 8

1 業務概要

業務名	寝屋川市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務				
業務目的	近年、子育て世代の孤立感や負担感の増大や子どもを持つことの不安感が増大するなど、子育てをめぐる環境が厳しさを増す中で、多様化する子育て世代のニーズに対応した子育て支援施策のさらなる充実を図っていく必要がある。 本市で子どもを産み、育てる環境づくりを推進するとともに、子育て世代のニーズに即した子育て支援施策を提供するため、母子健康手帳の記録の電子化をはじめ、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、子育て世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入することにより、ICTを活用した子育て支援施策の充実を図る。				
業務期間	導入：契約締結日から令和4年9月30日まで 運用(長期継続契約)：令和4年10月1日から令和9年9月30日まで				
業務内容	別紙「仕様書」のとおり				
見積限度額(税込)	導入：1,375,000円 運用：578,000円(令和4年度【6か月分】)				
業務実施上の条件	別紙「仕様書」13特記事項のとおり				
所管部課	子育て支援課	担当者	杉山 安	電話	072-838-0374 (直通)

2 プロポーザル方式を採用する理由

母子健康手帳アプリの構築に当たっては、ユーザーにとって便利で分かりやすく、訴求力のあるアプリとするため、紙媒体の母子健康手帳の電子化をはじめ、市からの子育て情報配信、予防接種のスケジュールリング及び接種状況管理機能、子育て支援関連施設・イベント・市の子育て支援施策の検索性や利便性の向上を図る新機能の導入及び効果的なデザインなど様々な工夫が必要である。また、安定的に運用の確保やセキュリティ対策など安全性への配慮、将来的な通信技術の発達や市民ニーズの変化にも柔軟に対応できる拡張性も求められる。

そのための詳細な設計に関しては、事業者の専門的な技術、知識が必要になるとともに、事業者により多様なアプリの構築が想定されることから、市で詳細な仕様を作成することができず、価格による競争入札をすることができない。

以上のことから、本件においては、アプリに関する高度な専門性、技術力、創造性等及び豊富な経験を有する事業者から予算の範囲内で実現可能な提案を求め、そ

の提案を評価して契約候補者を選定するプロポーザル方式を採用する。

3 参加資格要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 申請日現在に、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、役務の提供（委託）の業種「情報処理」種目「システム開発・保守・運用」（コード 522001）を希望していること。
- (2) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれも該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 過去 5 年間（平成 29 年度～令和 3 年度）において、地方公共団体での同種業務の実績があること。
- (10) プライバシーマークの認証 JISQ15001 又は ISO/IEC27001（JISQ27001）を取得していること。

4 参加表明の受付

(1)提出書類	①プロポーザル参加表明書（様式 1）、②会社概要票（様式 2）、 ③会社概要（パンフレット等）、④業務実績調書（様式 3） ⑤業務実績調書（様式 3）に記載した業務の契約書の写し又はそれに代 わる証明等 ⑥プライバシーマークの認証 JISQ15001 又は ISO/IEC27001（JISQ27001） を取得していることを証明する写し等	
(2)提出部数	各 1 部	
(3)提出期間	令和 4 年 6 月 6 日（月）から 6 月 20 日（月）午後 5 時まで（必着）	
(4)提出方法	原則、書留郵便によること。	
(5)提出場所	住所	〒572-8533 寝屋川市池田西町 28 番 22 号 市立保健福祉センター 2 階

所管部課	こども部子育て支援課
担当者	杉山、安
電話	072-838-0374（直通）
メールアドレス	kosodate@city.neyagawa.osaka.jp

5 参加資格審査、審査結果通知

参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者

「参加資格審査結果通知書 兼 企画提案書等提出依頼書」（様式4）により、参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書及び調書等（以下「企画提案書等」という。）の提出を依頼する。

企画提案書等の内容、提出方法等

	内 容	様 式	備 考
(1)提出書類	① 企画提案書 ※寝屋川母子健康手帳アプリ導入及び運用業務プロポーザル仕様書に基づき、「採点基準表」の評価項目及び評価の視点を踏まえて作成するとともに、審査における公平性を期すため、社名等は伏せること。	任意様式	
	② 会社概要票	様式2	再提出
	③ 業務実績調書	様式3	再提出
	④ 企画提案書等提出届	様式5	表紙
	⑤ 誓約書	様式6	
	⑥ 業務実施体制調書	様式7	
	⑦ 管理技術者（管理責任者）調書	様式8	
	⑧ 担当技術者（担当者）調書	様式9	
	⑨ 業務工程表	任意様式	
	⑩ 見積書及び見積内訳書 ※見積書に記載する金額については、見積内訳書に以下の詳細を記載すること。 ア アプリ導入にかかる費用 イ 運用保守費用（月額） また、すべて消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。	任意様式	
(2)提出部数	各10部（原本1部、副本9部） ※ ③（業務実績調書）、⑦（管理技術者（管理責任者）調書）、⑧（担当技術者（担当者）調書）の提出に係る契約書等の写しは1部で可		
(3)提出期間	令和4年6月22日（水）から7月22日（金）午後5時まで（必着）		
(4)提出方法	上記4(4)に同じ		

	内 容	様 式	備 考
(5)提出場所	上記 4 (5)に同じ		

(2) 参加資格がないと認められた者

「参加資格審査結果通知書」(様式 4-1)により、参加資格要件を満たしていないため、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

6 質疑回答

質疑の受付	受付期間	令和 4 年 6 月 22 日 (水) から 7 月 6 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
	提出方法	質疑書(様式 10)により、電子メールで上記 4 (5)のメールアドレス宛てに提出すること。 ※ 電話及び直接来庁による質疑には応じない。
質疑の回答	令和 4 年 7 月 8 日 (金) に、質疑回答書 (様式 11) により、企画提案者全員に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。	

7 契約候補者の選定方法

(1) 企画提案書等審査

「寝屋川市母子健康手帳アプリ導入及び運用業務プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、下記 13 の採点基準表に基づき、企画提案書の内容等について評価を行い、契約候補者及び次点者 (以下「契約候補者等」という。) を選定する。

(2) 契約候補者の選定

選定委員会の出席委員による採点の合計点が最も高い者を契約候補者等として選定する。この場合において、合計点が最も高い者が 2 人以上あるときは、提案価格が最も低い者を契約候補者とし、提案価格も同額るときは、くじにより契約候補者を選定する。ただし、出席委員による採点の合計点が満点の 50 パーセントに満たない者は選定しない。

8 選定の手順

(1) 書類審査

企画提案書の内容等を書類審査及び採点し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

実施予定日：令和 4 年 7 月 27 日 (水)

(2) プレゼンテーションによる提案

書類審査の補完として、企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを実施する。

なお、プロジェクター及びスクリーンは寝屋川市が用意する。

① 実施予定日：令和 4 年 7 月 27 日 (水)

② プレゼンテーションは、一提案者当たり 45 分 (説明 30 分、質疑 15 分) とす

る。

- ③ 出席者は、一提案者当たり3人までとする。

なお、提案説明は、本業務を主に従事する者が行うこと。

- ④ プレゼンテーションは、企画提案書にそって説明を行うこと。また、企画提案書に記載のない内容の追加説明は認めない。
- ⑤ 公平性を期すため、社名等は伏せること。

(3) 審査結果通知

ア 契約候補者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式12）により通知する。

イ 次点者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式12-1）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式12-2）により通知する。

9 契約候補者の公表方法

次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

10 契約締結手続

契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進める。

ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者と契約の手続を進める。

11 その他プロポーザル参加者への周知事項

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルへの参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うこともある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする（書類は適正に処理し、二次使用はしない）。
- (5) 業務実施体制調書に記載した配置予定の管理技術者（管理責任者）及び担当技術者（担当者）の変更は原則認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得

ない理由がある場合は、同等以上の者であると認めた者に限り変更することができるとする。

(6) プロポーザルへの参加において、コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成される事業体での参加は認めない。

(7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

12 提案書等の受理

提出期限までに応募された提案書等を受理するものとする。ただし、提出された提案書等に不実の記載があると市が認めた場合は「無効」とする。

なお、提出された提案書等に不備がある場合は「再提出」を依頼することがあるが、提出期限までに整わなかった場合は、当該提案書等を「無効」とする場合がある。

13 採点基準表

(1) アプリ機能要件提案の評価（390点/総得点）

評価項目		評価の視点	配点
アプリ構成・デザイン		基本機能を利用しやすいように分類して、ディスプレイ上にわかりやすく配置していること。【必須】	20
		利用者にサービスの更新情報がわかりやすく伝わる機能を備えていること。	20
		利用者に寝屋川市のサービスであることが伝わりやすい機能を有していること。	20
情報管理機能	成長記録機能	妊娠の経過と子どもの成長をわかりやすく記録できること。【必須】 複数の子どもに対応していること【必須】	20
		厚生労働省が定める母子健康手帳の省令様式に対応していること。【必須】	20
		利用者が記録した情報に基づく、健康指導等の個人に応じたサービス提供ができること。【必須】	20

評価項目		評価の視点	配点				
情報管理機能	予防接種のスケジュール管理	法令等で定められた接種間隔を守った上で、実用的なスケジュールが提案され、接種実績に応じて調整されること（法令改正等は、速やかに対応）。【以下すべてが必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒブ（Hib）や小児肺炎球菌等、接種開始時期や接種途中の実績により接種回数や時期が変化するワクチンにも対応すること ・標準的な接種期間を超過する等、法令等に定められた条件から外れる場合は、適正に処理されること。 ・ガンマグロブリン投与歴にも対応すること。 ・任意ワクチンの接種希望に応じたスケジュールが提案されること。 ・ロタ・HPV など複数種類のワクチンがある場合は選択できること。 	20				
	その他利用者の利用を促す工夫	妊娠期・子育て期に関わる必要なスケジュールを管理できること。	20				
		子育て知識を取得するためのコンテンツ配信ができること。	20				
情報配信機能	情報配信	利用者が寝屋川市から配信された情報を閲覧できること。【必須】 また、利用者が子育て期の情報を必要とするタイミングで自動配信するための工夫がされていること。	20				
	子育てイベント情報	開催している子育てイベント情報を閲覧できること。【必須】	20				
予約機能	基本	寝屋川市が実施する妊娠届出や育児相談等の窓口や各種教室・講座等の予約ができること。【必須】	20				
	一時預かり保育の予約	一時預かり保育で、以下の予約機能を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・予約者の子どもの年齢によって各予約枠の募集受付人数が変動・自動計算され、条件に達した時に自動で受付が終了されること。 ・条件としては、下記①②のうち、どちらか少ない人数が自動で適用されること。 ① 定員（20人） ② 「本市の一時保育における保育士配置基準」に基づき、保育士 4人で積算される人数 （参考）本市の一時保育における保育士配置基準 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td>子どもの</td> <td>満1歳未満</td> <td>満1歳以上</td> <td>満2歳以上</td> <td>満3歳以上</td> </tr> </table>	子どもの	満1歳未満	満1歳以上	満2歳以上	満3歳以上
子どもの	満1歳未満	満1歳以上	満2歳以上	満3歳以上			

評価項目		評価の視点					配点
		年齢		満2歳未満	満3歳未満		
		保育士の 配置人数	子ども3人 につき1人	子ども5人 につき1人	子ども6人 につき1人	子ども20人 につき1人	
施設 情報 検索	子育て 支援施 設情報	寝屋川市が指定する子育て支援関連施設を閲覧できること。【必須】					20
	ホーム ページ 等の情 報	寝屋川市のホームページ等に掲載・配信する情報をアプリにおいても取得できること。また、子どもの事故や急病の際の相談窓口の情報を掲載できること。【必須】					20
アンケート機 能		アプリ登録者へのアンケートを実施できること。					20
オンライン相 談機能		オンライン相談ができること。【必須】					10
そ の 他 機 能	利用説 明	利用者にアプリを簡単に利用してもらうための機能を備えていること。【必須】					10
	利用者 情報登 録	複数のログイン方法（メールアドレス、GoogleID、Facebook、Apple ID等）から選択し、アカウントの登録ができること。また、1つのアカウントに対して複数のログイン方法があるなど、アカウント忘れを防ぐ機能を有していること。					10
	多言語 対応	外国語に対応すること。【必須】					10
	バック アップ	登録された情報をバックアップし、復旧できること。【必須】 端末故障時や機種変更時の配慮がされていること。【必須】					10
小 計						390	

(2) 管理ツール機能要件の評価 (40点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
管理 ツール 機能	専門知識を必要としない管理ツールであること ・専用ツールを導入することなく利用できること ・イベント配信、乳幼児健診配信、アンケート等、配信内容によって最適化されたフォーマットがあること ・情報の登録・更新後の画面を公開前に確認できる仕組みであること	10
	運用の手間を簡素化する工夫を備えていること。	10
	寝屋川市が実施する子育て関連の届出や相談等の予約を受付・管理する機能があること。【必須】	20
小 計		40

(3) 導入サポートの評価 (50 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
導入 サポート	導入に向けたサポートがあること【必須】 ・職員を対象にした運用及び操作の研修を実施すること ・妊娠届出・乳幼児健診等で適切なチラシやポスターが提供されること ・アプリの説明動画や利用登録ガイドが提供	10
	窓口での利用案内以外にもアプリ利用者を増やす機能を有すること。	10
	寝屋川市職員の作業負担を減らす工夫があること。	10
	安定したシステム運用ができるよう以下の条件を満たしていること。【必須】 ・システムの運用時間は、原則 24 時間 365 日であること ・障害の早期発見のため、常時システムの監視・点検を行うこと ・サポート体制（運用支援内容）が明確かつ充実していること ・予防接種法・母子保健法等、関連する法改正に対して、速やかに対応すること ・住民や職員からの問い合わせに対応すること安定したシステム運用ができるよう以下の条件を満たしていること。	20
小 計		50

(4) 企業の評価 (20 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
企業の実績	過去 5 年間（平成 29 年度から令和 3 年度）における地方公共団体での同種業務の履行実績を有すること。【必須】	20
小 計		20

(5) 見積額の評価 (100 点/総得点)

評価項目	評価の視点	配点
見積額の評価	見積費用に十分な費用対効果が見られるか。	100
小 計		100
合 計		600